

(目的)

第1条 この要領は、立正大学研究倫理ガイドライン第15条の規定に基づき、立正大学研究倫理委員会（以下「研究倫理委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の任務)

第2条 研究倫理委員会は、研究に係る倫理を保持するため、下記を任務とする。

- (1) 立正大学（以下「本学」という。）における研究に係る倫理の管理全体の統括
- (2) 本学研究者（以下「相談者」という。）が申し出た相談に関する審理・判定
- (3) 判定結果に対する相談者の異議申し立ての再審理・再判定
- (4) 研究倫理に反する不正行為に対する必要な措置の実施
- (5) 研究倫理向上のための啓発活動の実施
- (6) 研究倫理教育の実施、管理
- (7) 委員会が特に必要と認めた事項の審議

(構成)

第3条 研究倫理委員会は、立正大学研究推進・地域連携センター運営委員会をもって構成する。ただし、第2条第2号から第4号までについては、「立正大学研究推進・地域連携センター規程」第7条第1項第4号は除く。

- 2 各学部・各大学院等は、各学部等研究倫理委員会を設けることができる。

(委員長)

第4条 研究倫理委員会に委員長を置き、立正大学研究推進・地域連携センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(会議)

第5条 研究倫理委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 研究倫理委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 前2項の定めに関らず、第2条第2号および第2条第3号の議事は、出席した委員の3分の2をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審理・判定)

第6条 研究倫理委員会は、相談について審理・判定を行う。

- 2 審理・判定に際し、研究倫理委員会は、学内関係者および学外の学識経験者等を出席させ、意見を求めることができる。
- 3 第2条第2号による審理・判定および第2条第3号による再審理・再判定については、各学部等研究倫理委員会において判定することができない場合、総務部長・熊谷総務部長を通じて、研究倫理委員会に審理・判定を委ねることができる。
- 4 審理した相談に対する判定結果は、書面により相談者に通知する。

(異議申し立て)

第7条 第6条の規定に基づき判定結果を受けた相談者は、その判定に異議がある場合、研究倫理委員会に対して書面により異議を申し立てることができる。なお、異議申し立ては総務部長・熊谷総務部長を通じて行うものとする。

(再審理・再判定)

第8条 異議申し立てを受けた場合、研究倫理委員会は再審理・再判定を行う。

- 2 再審理・再判定に際し、研究倫理委員会は、学内関係者および学外の学識経験者等を出席させ、意見を求めることができる。
- 3 研究倫理委員会は、再審理・再判定結果を、学長に報告し承認を得た上で、書面により相談者に通知する。
- 4 再判定結果に対するさらなる審理は行わない。相談者は再判定結果を尊重し、遵守する。

(事務)

第9条 総務部長・熊谷総務部長は次に掲げる事務を取り扱う。

- (1) 相談者からの研究倫理委員会への研究倫理に関わる相談の受付および研究倫理委員会への取次
 - (2) 研究倫理委員会の判定に対する相談者からの異議申立ての受付および研究倫理委員会への取次
 - (3) 各学部等研究倫理委員会から研究倫理委員会への審理・判定、再審理・再判定の依頼の受付および研究倫理委員会への取次
- (所管)

第10条 第9条に定める事務を除き、研究倫理委員会の事務は、研究推進・地域連携課が担当する。
(秘密保持)

第11条 研究倫理の相談、審理・判定に関わる者は、知り得た事実等の秘密を厳重に保持しなければならない。
(不利益取扱の禁止)

第12条 相談を行ったことを理由に、研究倫理委員会は、当該の相談者に対し不利益な扱いをしてはならない。
(改廃)

第13条 この要領の改廃は、研究倫理委員会の議に付す。
(その他必要な事項)

第14条 研究倫理委員会の運営に関する必要な事項は、研究倫理委員会において定めることができる。
附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
(見直し)

2 この要領は、平成26年3月31日までに、この要領の施行状況について検討を加え、委員会の設置意義、任務内容および委員構成等について、必要な見直しを行うものとする。

平成28年3月25日改正、平成27年10月1日施行

平成28年6月13日改正、平成28年6月13日施行

令和2年7月25日改正、令和2年7月25日施行